

様式第5号の1（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和3年〇月〇日 町への提出日を記入

柴田町長 殿

住 所 柴田町●●〇丁目△番□号
氏名又は名称 はなみ運輸株式会社
法人のときは
代表者の氏名 代表取締役 花 見 太 郎



記

- 請求金額 300,000 円
- 内 訳 別紙（様式第5号の1）請求内訳書のとおり
- 令和3年3月21日執行 柴田町議会議員一般選挙 柴田町に登録口座があるときは○で
囲み、登録口座がないときは表に記載
- 候補者の氏名 選挙いくよ
- 金融機関名、口座名及び口座番号 ○ 柴田町への登録済口座
(柴田町に債権者登録した口座振替となりますので、登録済の場合は下表の記載不要)

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（様式第4号の1から様式第4号の3までのいずれか）（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第3号の1）及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、柴田町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙（様式第5号の1）

請 求 内 訳 書
（一般運送契約）

使用年月日	運送金額及び基準限度額		請求金額	備考
令和 3 年 3 月 1 6 日	運送金額(ア)	60,000円×1台=60,000円	60,000円	
	基準限度額(イ)	64,500円×1台=64,500円		
令和 3 年 3 月 1 7 日	運送金額(ア)	60,000円×1台=60,000円	60,000円	
	基準限度額(イ)	64,500円×1台=64,500円		
令和 3 年 3 月 1 8 日	運送金額(ア)	60,000円×1台=60,000円	60,000円	
	基準限度額(イ)	64,500円×1台=64,500円		
令和 3 年 3 月 1 9 日	運送金額(ア)	60,000円×1台=60,000円	60,000円	
	基準限度額(イ)	64,500円×1台=64,500円		
令和 3 年 3 月 2 0 日	運送金額(ア)	60,000円×1台=60,000円	60,000円	
	基準限度額(イ)	64,500円×1台=64,500円		
計			300,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

様式第5号の2（第6条関係）

請 求 書
(自動車の借入契約)

柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和3年〇月〇日 **町への提出日を記入**

柴田町長 殿

住 所
氏名又は名称
法人のときは
代表者の氏名

柴田町●●〇丁目△番□号
あじさいレンタカー株式会社
代表取締役 紫陽花二郎



記

- 請求金額 75,000 円
- 内 訳 別紙（様式第5号の2）請求内訳書のとおり
- 令和3年3月21日執行 柴田町議会議員一般選挙 **柴田町に登録口座があるときは〇で**
- 候補者の氏名 **選挙いくよ** **囲み、登録口座がないときは表に記載**
- 金融機関名、口座名及び口座番号 **柴田町への登録済口座**

(柴田町に債権者登録した口座振替となりますので、登録済の場合は下表の記載不要)

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（様式第4号の1から様式第4号の3までのいずれか）（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第3号の1）及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、柴田町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙（様式第5号の2）

請 求 内 訳 書
（自動車の借入契約）

使用年月日	借入金額及び基準限度額		請求金額	備考
令和 3 年 3 月 1 6 日	借入金額(ア)	15,000円×1台=15,000円	15,000円	
	基準限度額(イ)	15,800円×1台=15,800円		
令和 3 年 3 月 1 7 日	借入金額(ア)	15,000円×1台=15,000円	15,000円	
	基準限度額(イ)	15,800円×1台=15,800円		
令和 3 年 3 月 1 8 日	借入金額(ア)	15,000円×1台=15,000円	15,000円	
	基準限度額(イ)	15,800円×1台=15,800円		
令和 3 年 3 月 1 9 日	借入金額(ア)	15,000円×1台=15,000円	15,000円	
	基準限度額(イ)	15,800円×1台=15,800円		
令和 3 年 3 月 2 0 日	借入金額(ア)	15,000円×1台=15,000円	15,000円	
	基準限度額(イ)	15,800円×1台=15,800円		
計			75,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

様式第5号の3（第6条関係）

請 求 書
(燃料供給の契約)

柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 3 年 ○ 月 ○ 日 **町への提出日を記入**

柴 田 町 長 殿

住 所 **柴田町■■■4丁目5番6号**
氏名又は名称 **さくら石油株式会社**
法人のときは
代表者の氏名 **代表取締役 桜 三 郎**



記

- 1 請求金額 **31,320** 円
- 2 内 訳 別紙（様式第5号の3）請求内訳書のとおり
- 3 令和3年3月21日執行 柴田町議会議員一般選挙 **柴田町に登録口座があるときは○で**
- 4 候補者の氏名 **選挙いくよ** **囲み、登録口座がないときは表に記載**
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号 **○** ←柴田町への登録済口座
(柴田町に債権者登録した口座振替となりますので、登録済の場合は下表の記載不要)

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（様式第4号の1から様式第4号の3までのいずれか）（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第3号の1）及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、柴田町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙（様式第5号の3）

請 求 内 訳 書
(燃料供給の契約)

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車登 録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
令和 3 年 3 月 1 6 日	宮城 5 0 1 か 5 6 — 7 8	円 × ℓ = 円 120 58 6,960	/	/	
令和 3 年 3 月 1 7 日	宮城 5 0 1 か 5 6 — 7 8	円 × ℓ = 円 120 44 5,280			
令和 3 年 3 月 1 8 日	宮城 5 0 1 か 5 6 — 7 8	円 × ℓ = 円 120 53 6,360			
令和 3 年 3 月 1 9 日	宮城 5 0 1 か 5 6 — 7 8	円 × ℓ = 円 120 49 5,880			
令和 3 年 3 月 2 0 日	宮城 5 0 1 か 5 6 — 7 8	円 × ℓ = 円 120 57 6,840			
計		3 1, 3 2 0 円	3 1, 3 2 0 円	3 1, 3 2 0 円	

備考

- 「基準限度額（イ）」の計の欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第3号の1）に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）の計欄又は（イ）の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「販売金額（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第5号の4（第6条関係）

請 求 書
(運転手の雇用契約)

柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和3年〇月〇日 町への提出日を記入

柴田町長 殿

住 所 柴田町〇〇789番地
氏名又は名称 ゆず史郎
法人のときは
代表者の氏名



記

- 請求金額 50,000 円
- 内 訳 別紙（様式第5号の4）請求内訳書のとおり
- 令和3年3月21日執行 柴田町議会議員一般選挙 柴田町に登録口座があるときは○で
囲み、登録口座がないときは表に記載
- 候補者の氏名 選挙いくよ
- 金融機関名、口座名及び口座番号 ○ 柴田町への登録済口座
(柴田町に債権者登録した口座振替となりますので、登録済の場合は下表の記載不要)

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（様式第4号の1から様式第4号の3までのいずれか）（燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書（様式第3号の1）及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、柴田町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙（様式第5号の4）

請 求 内 訳 書
 （運転手の雇用契約）

雇用年月日	報酬及び基準限度額	請求金額	備考
令和3年3月16日	報 酬(ア) 10,000 円	10,000円	
	基準限度額(イ) 12,500 円		
令和3年3月17日	報 酬(ア) 10,000 円	10,000円	
	基準限度額(イ) 12,500 円		
令和3年3月18日	報 酬(ア) 10,000 円	10,000円	
	基準限度額(イ) 12,500 円		
令和3年3月19日	報 酬(ア) 10,000 円	10,000円	
	基準限度額(イ) 12,500 円		
令和3年3月20日	報 酬(ア) 10,000 円	10,000円	
	基準限度額(イ) 12,500 円		
計		50,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

様式第5号の5（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

令和3年〇月〇日 町への提出日を記入

柴田町長 殿

住 所 柴田町〇〇A丁目B番C号
氏名又は名称 役場印刷株式会社
法人のときは
代表者の氏名 代表取締役 役場 五郎



柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 請求金額 8,000 円
- 内 訳 6の別記請求内訳のとおり
- 令和3年3月21日執行 柴田町議会議員一般選挙 柴田町に登録口座があるときは○で
- 候補者の氏名 選挙いくよ 囲み、登録口座がないときは表に記載
- 金融機関名、口座名及び口座番号 ○ 柴田町への登録済口座
(柴田町に債権者登録した口座振替となりますので、登録済の場合は下表の記載不要)

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

6 別記請求内訳

区分	単 価	枚 数	金 額	備 考
作成金額	A 5 円	B 1,600 枚	A×B=C 8,000 円	
基準限度額	D 7.51 円	E 1,600 枚	D×E=F 12,016 円	
請求金額	G 5 円	H 1,600 枚	G×H=I 8,000 円	

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書（様式第3号の2）及び選挙運動用ビラ作成証明書（様式第4号の4）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- D欄には、7.51円（7円51銭）を記載してください。
- E欄には、確認書により確認された枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、柴田町に支払を請求することはできません。

様式第5号の6（第6条関係）

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

令和 3 年 ○ 月 ○ 日 **町への提出日を記入**

柴 田 町 長 殿

住 所 **柴田町□□DEF番地**
氏名又は名称 **町村印刷株式会社**
法人のときは
代表者の氏名 **代表取締役 町 村 七 子**



柴田町議会議員及び柴田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 **150,000** 円
- 2 内 訳 6の別記請求内訳のとおり
- 3 令和3年3月21日執行 柴田町議会議員一般選挙 **柴田町に登録口座があるときは○で囲み、登録口座がないときは表に記載**
- 4 候補者の氏名 **選挙いくよ**
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号 **柴田町への登録済口座**

(柴田町に債権者登録した口座振替となりますので、登録済の場合は下表の記載不要)

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

6 別記請求内訳

当該選挙区におけるポスター掲示場の数			100 箇所	
区分	単価	枚数	金額	備考
作成金額	A 1,500 円	B 100 枚	$A \times B = C$ 150,000 円	
基準限度額	D 2,078 円	E 100 枚	$D \times E = F$ 207,800 円	
請求金額	G 1,500 円	H 100 枚	$G \times H = I$ 150,000 円	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書（様式第3号の3）及び選挙運動用ポスター作成証明書（様式第4号の5）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 当該選挙区におけるポスター掲示場数の箇所数は、選挙運動用ポスター作成証明書に記載されたポスター掲示場の数を記載してください。
- 3 E欄には、確認書により確認された枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 6 候補者が供託物を没収された場合には、柴田町に支払を請求することはできません。